

議案第4号説明資料

令和4年2月14日

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1～2

施行日 2

新旧対照表 3～5

総務課

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○改正概要

令和3年8月10日に人事院から妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる休暇・休業等に関する措置について明らかにされ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項の見直しが示されたことを踏まえまして、本町においても、育児を行う職員の仕事と家庭の両立がしやすい環境整備を進めるため、大磯町職員の育児休業等に関する条例の規定の改正を行うものです。

○改正内容

- 1 非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和（第2条、第20条関係）
(1) 育児休業について

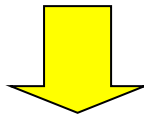
改正前

育児休業することができる非常勤職員の要件

ア 引き続き在職した期間が1年以上であること。(廃止)

イ 子が1歳6か月に達する日以降も引き続き在職することが見込まれること。

ウ 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。



改正後

育児休業することができる非常勤職員の要件

ア 子が1歳6か月に達する日以降も引き続き在職することが見込まれること。

イ 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。

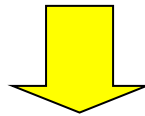
(2) 部分休業について

改正前

部分休業することができる非常勤職員の要件

ア 引き続き在職した期間が1年以上であること。(廃止)

イ 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であって、1日の勤務時間が6時間15分以上であること。



改正後

部分休業することができる非常勤職員の要件

ア 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であって、1日の勤務時間が6時間15分以上であること。

2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務付け
(新設：第24条、第25条関係)

(1) 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等

・妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認

(2) 勤務環境の整備に関する措置

・研修の実施、相談体制の整備等

○施行日

令和4年4月1日

大磯町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 省略</u></p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子</p>	<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 省略</u></p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子</p>

改正案	現行
<p>について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大磯町規則第7号）<u>第17条第1項第7号及び第8号</u>の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 省略 ア・イ 省略</p> <p>第3条～第19条 省略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>▶ 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>第21条～第23条 省略 <u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p>第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、</p>	<p>について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大磯町規則第7号）<u>第17条第1項第6号及び第7号</u>の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 省略 ア・イ 省略</p> <p>第3条～第19条 省略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>第21条～第23条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第25条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>第26条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第24条 省略</p>